

「西海市週休2日工事実施要領」Q&A

【 週休2日 基本的事項関連 】

Q 1 週休2日の達成はどのような状態をいうのか。

A 1 完全週休2日（土日）では、月曜日から日曜日までを1週間とし、対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいいます。

週単位の週休2日では、月曜日から日曜日までを1週間とし、対象期間内の全ての週において、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいいます。

月単位の週休2日では、対象期間内の全ての月において現場閉所率が28.5パーセント（8日/28日）以上と認められる状態をいいます。

通期の週休2日では、対象期間内の現場閉所率が28.5%以上と認められる状態をいいます。

Q 2 週休2日工事の対象期間とは。

A 2 工事の始期以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置や測量等）に着手した日（工事着手日）から実際に工事が完成した日（工事完成日）までの期間で、工事全体を一時中止している期間、年末年始休暇及び夏季休暇期間など、対象外期間を除いた期間となります。

【 現場閉所 関連 】

Q 3 完全週休2日（土日）で実施するときは、必ず土曜日及び日曜日を現場閉所日としないといけないのか。

A 3 完全週休2日（土日）で実施するときは、土曜日及び日曜日を現場閉所日として設定する必要があります。ただし、完全週休2日（土日）においても、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、同一の週内で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を設定してください。

Q 4 作業開始後の荒天による作業中止（現場閉所）の取扱い（午前や午後のみ現場閉所した場合はどうなるのか）。

A 4 1日を通して現場閉所をした場合で元請技術者は休日とした場合にのみ、現場閉所日（1日）として扱います。

Q 5 降雨、降雪等により作業を行わなかった日の取扱いはどうなるのか。

A 5 元請技術者は休日とした場合には現場閉所日とします。

「西海市週休2日工事実施要領」Q&A

Q 6 工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は、現場閉所日にならないのか。

A 6 現場閉所日として取り扱います。その他、災害等の緊急対応や現場見学会等、市の要請により受注者が現場閉所予定日に作業を行った場合について現場閉所日として取り扱うことも可能です。

Q 7 当該受注現場の災害対応等で緊急的に作業を行った場合、現場閉所日として取り扱うのか。

A 7 災害対応等で緊急的に行う作業については、当該受注工事の本来の作業ではないため基本的には対象外期間とします。なお、現場閉所予定日に災害対応等で緊急的に作業を行った場合は現場閉所日とすることも可能ですので、発注者と当該作業期間の取り扱いについて協議を行ってください。

Q 8 受注者の責によらない理由で工期延長した場合、週休2日の対象期間の考え方はどうなるか。

A 8 延長した期間についても、希望した週休2日制の形式で取組を実施してください。

Q 9 工事着手後に、ある程度の期間現場作業を行わず、本格的に作業を再開した後は日曜日のみを現場閉所日とする場合に、作業を行っていない期間を対象期間に含めてよいか。

A 9 現場事務所での事務作業を含めて、現場作業を行っていない期間は工事全体を一時中止している期間と同様に対象期間外と判断します。

Q 10 例えば、施工途中の週で完全週休2日又は施工途中の月で月単位の週休2日が達成できなかった場合、対応はどうなるのか。

A 10 毎月、監督職員に提出していただく現場閉所の実績が記載された実工程表等により、施工途中で完全週休2日が達成できないことが判明した場合は、月単位の週休2日の実施について発注者と協議を行ってください。また、施工途中で月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、その時点で発注者へ報告し、工程計画の変更や経費補正の減額等について協議を行ってください。

Q 11 現場閉所日に、現場代理人や主任技術者（監理技術者）が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所となるか。

A 11 「現場閉所」とはなりません。
現場代理人、主任技術者、監理技術者は専任（常駐）義務に反しないよう注意にしてください。元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）が休日を取得した場合に「現場閉所」として計上できます。

「西海市週休2日工事実施要領」Q&A

Q12 国民の祝日は「現場閉所」に計上できるのか。

A12 「現場閉所」した場合に計上できます。

【対象工事 関連】

Q13 第3条第1項(4)「その他週休2日工事を行うことが困難と判断される工事」とはどのようなものか。

A13 ・単価契約による通年維持補修工事
・地元から早期完成を求められている工事
・他機関等との協議により施工期間等が制限されている工事

Q14 対象工事を受注した場合は、必ず週休2日に取り組まなければいけないのか。

A14 ①「受注者希望型」の週休2日工事ですので、週休2日の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施してください。ただし、週休2日の取組をしなかった場合は、週休2日の補正をしない金額に減額変更することになります。
②施工計画書提出前（施工計画書を作成しない場合は工事着手前）に工事指示及び記録簿（別添2）に希望する週休2日の形式を記載して提出してください。希望した形式に関わらず、実際の実施状況に応じて契約変更します。

Q15 どの時点で週休2日の達成状況を判断すればよいか。

A15 最終変更の協議時点で、それまでの実績と残期間での予定を踏まえた達成見込みを判断します。ただし、最終変更後、工事完成日までに所定の現場閉所率を下回らないよう注意してください。

Q16 最終変更契約後に現場閉所率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいか。

A16 週休2日の補正率が変わりますので、契約を変更する必要があります。受注者は、発注者に対して速やかに変更を申し出る必要があります。

Q17 実施希望の有無を工事指示及び記録簿で提出するが、どのように記載すればよいか。

「西海市週休2日工事実施要領」Q&A

A17 別添1を参考にしてください。

①週休2日の取組を希望しない場合は、施工計画書提出前（施工計画書を作成しない場合は工事着手前）までに工事指示及び記録簿（別添2）に希望しない旨を記載して提出してください。

②週休2日の取組を希望する場合は、施工計画書提出前（施工計画書を作成しない場合は工事着手前）までに希望する週休2日の形式を工事指示及び記録簿（別添1）に記載して提出してください。

Q18 現場閉所の確認はどのように行うのか。

A18 受注者は、月初めに、実施工程表等により現場閉所の実施状況を取りまとめ、監督職員へ報告してください。

【 第6条 積算による措置と契約変更 関連 】

Q19 施工途中で週休2日の実施が困難となった場合、実施を取りやめることはできるか。

A19 取りやめることは可能です。最終の工期全体で実施した現場閉所日数と全体の対象期間から計算した現場閉所率に応じて変更契約を行います。ただし、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、受注者はその変更予定工程とその理由について発注者へ提出し、第2条第3項第3号に挙げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土日等に作業を行った場合においては、「現場閉所」として取り扱うものとします。

Q20 必ず「週休2日工事」であることを看板等により掲示する必要がありますか。

A20 看板等で掲示することにより、現場周辺へ週休2日工事であることを「宣言」するためのものであるため必ず掲示してください。

【 第9条 工事成績評定における評価 関連 】

Q21 どのように工事成績評定で評価するのか。

A21 ①対象期間において週休2日（通期の週休2日以上）を実施できた場合、監督員・主任監督員の評価項目である「工程管理」で評価します。

②更に、主任監督員の評価項目である「工程管理」で評価します。ただし、合計点数が100点を超えても100点までとします。

「西海市週休2日工事実施要領」Q&A

Q22 週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。

A22 週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

Q23 対象工事を受注し、週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A23 週休2日に取組まなかった場合及び週休2日を確保できなかった場合でも、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

【 補則 関連 】

Q24 現場閉所率の実績について、工事中に虚偽の報告が判明した場合はどうなるのか

A24 「施工プロセスチェック 2. 施工状況 II. 工程管理 19. 工程管理 3) 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。」の事項について文書（通知・注意）を行います。

